

令和3年12月定例教育委員会  
議案説明資料

議案	1件
----	----

---

計	1件
---	----

番号	議案第25号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会への諮問について		
説明	<p>来迎寺木造阿弥陀如来立像の松原市指定有形文化財への指定について、松原市文化財保護条例第6条第3項の規定に基づき、松原市文化財保護審議会に諮問するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		



【写真1】 来迎寺木造阿弥陀如来立像（全体）



【写真2】 来迎寺木造阿弥陀如来立像（正面）



【写真3】 来迎寺木造阿弥陀如来立像(上半身)



【写真4】 来迎寺木造阿弥陀如来立像(頭部左側面)



【写真5】 大保・西福寺での安置状況(1)



【写真6】 大保・西福寺での安置状況(1)





【写真7】 丹南・来迎寺本堂



【地図1】 来迎寺及び西福寺跡位置図

(指定)

- 第6条 委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを松原市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下これらの者を「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。
  - 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、第47条に規定する松原市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
  - 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知して行うものとする。
  - 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
  - 6 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。